

エビス法律事務所
弁護士 住田 裕子

A (立法事実の変化) 法制定時と異なり、大きな事情の変更があった

- 1、福島原発事故 安全神話の崩壊
- 2、電力システム改革 地域独占廃止、総括原価方式廃止、自由化による競争
原子力事業者が損害賠償等により破綻をきたすおそれあり
その他の多大な負担があれば事業の撤退・縮小もあり
公共事業体から、営利事業体そのものに

B (現時点で維持すべき制度)

- 1、被害者保護・・・被害者に対する無限責任は絶対に維持すべき
- 2、原子力発電・・・国策として20～%程度は維持すべき

C (事故を起こした原子力事業者と国の責任) ※2から4が提案内容

- 1、事故を起こした原子力事業者は不法行為者として民法709条の責任を負う
- ※2、国は原子力事業者に対する「監督者」として民法715条に類する責任を負う
- ※3、民法にならって原子力事業者と国とは連帯責任を負う
- ※4、前記3においては、過失の程度・関与度・資力・経緯等総合考慮して損害の公平な負担をはかる

D (国が単なる「措置」をするだけでなく法的責任の主体となる実質的理由)

- 1、事故の内容・結果において、損害賠償責任に耐え得ない事業者が生ずるおそれ
※ なお、法的整理もあり得、清算法人の事務として損害賠償等を行うこととするか?
- 2、原子力発電所の立地自治体は、より大きな安心感を得られる
- 3、原発の許認可・規制・検査等において重大で絶対的な権限を有する国が責任を負うことは判例上も認められ、国策の在り方を示す

E (現行制度で変更する必要がなく、維持すべき制度・条項)

- 1、無過失責任・責任集中・・・被害者保護のために維持
- 2、免責規定・・・被害者保護のために維持

F (現行制度で見直す必要がある制度・条項)

- 1、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法における相互扶助
- 2、現在の損害賠償スキームとの関係・・・多くの調整が必要で難題か?
- 3、原賠法17条の国の措置・・・国民保護法等と平仄をとった制度に

G (被害者救済手続の在り方)

- ※国と事業者とが被害者に対する連帯責任を負うことから、事務分担、手続の詳細は検討が必要